

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【会社名】	日本ペイント株式会社
【英訳名】	NIPPON PAINT CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 酒 井 健 二
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀北2丁目1番2号
【電話番号】	(06) 6455 9141
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 赤 木 勤
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南品川4丁目1番15号
【電話番号】	(03) 3740 1110
【事務連絡者氏名】	東京事業所長 山 口 一 夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 102,300,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本ペイント株式会社東京事業所 (東京都品川区南品川4丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月3日付をもって提出した有価証券届出書(なお、平成26年2月3日付、平成26年2月5日付、平成26年2月6日付、平成26年2月7日付及び平成26年2月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正されております。)の記載事項のうち、平成26年2月14日に四半期報告書(第188期第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日))を関東財務局長に提出したことに伴い、参照書類に当該四半期報告書を追加するため、また、添付書類のうち、「平成26年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」と題する書面を削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

(添付書類の削除)

平成26年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 野で示してあります。

第三部〔参照情報〕

第1〔参照書類〕

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

<前略>

4〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年2月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月6日に関東財務局長に提出

5〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年2月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月6日に関東財務局長に提出

6〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年2月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月10日に関東財務局長に提出

(訂正後)

<前略>

4〔四半期報告書又は半期報告書〕

事業年度 第188期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月14日関東財務局長に提出

5〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年2月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月6日に関東財務局長に提出

6〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年2月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月6日に関東財務局長に提出

7〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年2月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月10日に関東財務局長に提出